

(公社) 日本山岳ガイド協会公認ガイド資格取得支援事業補助金交付要綱

制 定 令和元年 9 月 30 日付第 201900102010 号
一部改正 令和 7 年 3 月 24 日付第 202400293690 号
鳥取県生活環境部長通知

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、（公社）日本山岳ガイド協会公認ガイド資格取得支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、本県における（公社）日本山岳ガイド協会（以下「協会」という。）公認ガイドを育成し、本県の各山における安心・安全な登山利用を増進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第 1 欄に掲げる資格（以下、補助対象資格という。）を取得した同表の第 2 欄に掲げる者に対し、同表の第 3 欄に掲げる経費相当額について、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第 1 欄に掲げる資格の種類に対して、別表の第 4 欄に掲げる額とする。

3 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている者については、交付しないものとする。

(交付申請の時期等)

第 4 条 本補助金の交付申請は、様式第 1 号によるものとする。

2 第 1 項の申請書の提出は、補助対象資格を取得し協会から認定証書が発行された年度の 3 月 10 日までに行わなければならない。

なお、認定証書の発行された日が、交付申請の前年度の 3 月 11 日から 3 月 31 日までの間である場合に限っては、交付申請の年度に認定証書が発行された場合と同様に取り扱うものとする。

(交付決定の時期等)

第 5 条 本補助金の交付決定は、規則第 18 条第 1 項による交付額の確定をあわせておこなうものとし、原則として、交付申請を受けた日から 20 日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第 2 号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第 6 条 規則第 17 条第 1 項の規定による報告は、様式第 1 号の交付申請書の提出をもって、報告があったものとみなす。

2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は省略するものとする。

(補助金の返還)

第 7 条 次の要件に該当した場合には、やむを得ない理由がある場合を除き規則第 21 条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合、規則第 22 条の規定により補助金等の返還を命ぜられたときは、当該金額を返還しなければならない。

(1) 補助対象資格を取得し協会から認定証書の交付を受けた日から、1 年以内に鳥取県内の山におけるガイド活動を実施しなかったとき。

(2) 補助対象資格を取得し協会から認定証書の交付を受けた日から、1 年以内に協会から資格の停止又は解除等の処分を受けたとき。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日に一部改正し、令和7年度事業から適用する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助対象資格		2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助金額
自然 ガイド	ステージ I	以下のいずれかに該当する者のうち、新規に補助対象資格を取得し、協会から認定証書の発行を受けた日から1年を経過する期間内に、県内においてガイドとして活動しようとする個人 (1) 県内在住者 (2) 県内に本拠地を置く山岳関係団体等の会員	受験料、旅費、健康診断費用、テキスト購入費、協会入会金及び年会費（新規の正会員登録者のみ）等資格取得に要した経費	(1) 新規取得 100,000円 (2) その他の資格保有者 70,000円
	ステージ II			(1) 自然ガイドステージ I 保有者又受験者 40,000円
登山 ガイド	ステージ I			(1) 新規取得 150,000円 (2) その他の資格保有者 100,000円
	ステージ II			(1) 新規取得及びその他の資格保有者 150,000円 (2) 登山ガイドステージ I 保有者 130,000円
	ステージ III			(1) 登山ガイドステージ II 保有者 150,000円

※ その他の資格保有者のその他の資格とは、（公社）日本山岳ガイド協会の公認ガイド資格で、自然ガイドⅠⅡ、登山ガイドⅠⅡⅢ、山岳ガイドⅠⅡのうち、受験する資格以外の資格をいう。自然ガイドⅠを保有している者が自然ガイドⅡを受ける場合と、登山ガイドⅠを保有している者が登山ガイドⅡを受ける場合は除く。

鳥取県知事 氏 名 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

〇〇年度（公社）日本山岳ガイド協会公認ガイド資格取得支援事業補助金交付申請書兼振込依頼書

（公社）日本山岳ガイド協会公認ガイド資格取得支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、交付される補助金は、以下に記載する振込先に振込ください。

記

- 1 補助事業等の名称 （公社）日本山岳ガイド協会公認ガイド資格取得支援事業補助金
- 2 交付申請額 円
- 3 対象事業の内容

取 得 資 格 の 種 類	
既 保 有 資 格 の 有 無 （（公社）日本山岳ガイド協会 が認定する資格に限る）	有 ・ 無
	（有の場合） 保有している資格：
資 格 取 得 年 月 日 （ 認 定 証 書 発 行 日 ）	年 月 日
今 後 1 年 間 に お け る 県 内 で の ガ イ ド 活 動 計 画	（活動予定の県内の山、時期、回数等を記入してください。）
添 付 書 類	（1）資格認定証及び認定証書の写し （2）（県外在住者の方のみ）所属する山岳関係団体等の本拠地が 確認できる書類（規約等）

4 補助金の振込先

補助金 振込先	金融機関名			
	本店支店名			
	口座の種類	普通・当座	口座番号	
	口座名義人	フリガナ		
		氏 名		

5 他の補助金の活用の有無（ 有 ・ 無 ）

活用する補助金名	事業内容	問い合わせ先

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

鳥取県知事 氏 名
(公 印 省 略)

〇〇年度（公社）日本山岳ガイド協会公認ガイド資格取得支援事業補助金交付決定及び
交付額確定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった（公社）日本山岳ガイド協会公認ガイド資格取得支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「（公社）日本山岳ガイド協会公認ガイド資格取得支援事業」とし、その内容は、申請書の記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。